

第1章 都市計画の内容

1 都市計画の基本理念

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としています。

2 都市計画の決定

都市計画の決定にあたっては、都市行政上の基礎的な単位である市町村の立場が十分尊重されること、国または都道府県が広域的調整を図ることができること、市民の財産権の制約について十分なチェックがなされることが必要です。

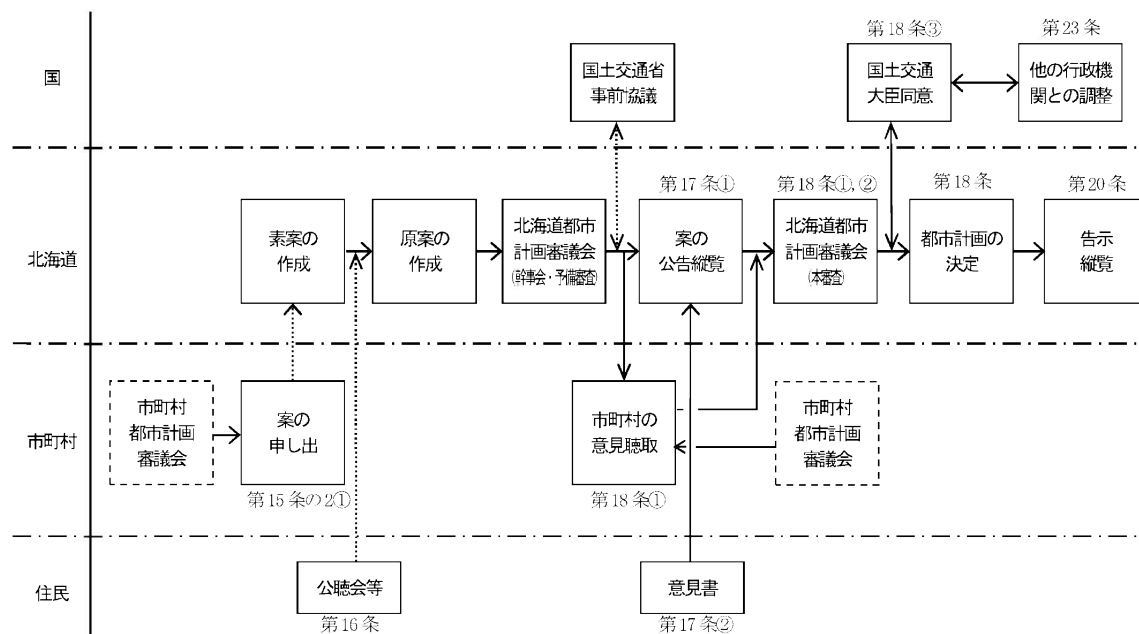
これらの点に配慮し、広域の見地から定めるべき都市計画や根幹的都市施設等に係る都市計画については、都道府県が関係市町村の意見を聞き、一定の場合には国土交通大臣の同意を得て定め、その他の都市計画については、市は都道府県知事との協議を経て定めることとされています。

決定権者	決定する都市計画	備考	
都道府県	都市計画区域の整備・開発及び保全の方針	全部	
	区域区分	全部	
	都市再開発方針等	全部	
	地域	都市再生特別地区	全部
		風致地区	面積が10ha以上かつ2以上の市町村の区域にわたるもの
		歴史的風土特別保存地区	全部
		緑地保全地区	2以上の市町村の区域にわたるもの
		特別緑地保全地区	近郊緑地特別保全地区、面積が10ha以上かつ2以上の市町村の区域にわたるもの
	都市施設	道路	高速自動車国道、一般国道、都道府県道、自動車専用道路
		都市高速鉄道	全部
		空港	空港法第4条第1項各号に掲げられる空港、第5条第1項に規定する地方管理空港
		公園・緑地	面積10ha以上かつ国が設置するもの、面積10ha以上かつ都道府県が設置するもの
		広場・墓園	面積10ha以上かつ都道府県が設置するもの
		水道	水道用水供給事業の用に供する水道
		下水道	公共下水道で排水区域が2以上の市町村の区域にわたるもの、流域下水道
		ごみ焼却場・ごみ処理場等	産業廃棄物処理施設
		河川	一級河川、二級河川
		一団地の官公庁施設	全部
	市街地開発事業	土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業	
	市街地開発事業等予定区域	新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業、一団地の官公庁施設、流通業務団地の予定区域	
	市町村	上記以外のもの（一部を除く）	

1 北海道が定める都市計画の決定手続き

北海道は、公聴会や説明会を開催し、都市計画の案を作成します。

次に、市町村の意見聴取、関係行政機関への協議などを行い、案の縦覧を行います。その後、案を都市計画審議会に付議し、縦覧期間中に提出された意見書の要旨を審議会に提出します。審議会の議を経た後、国土交通大臣に協議し同意を得て、都市計画の決定告示を行います。



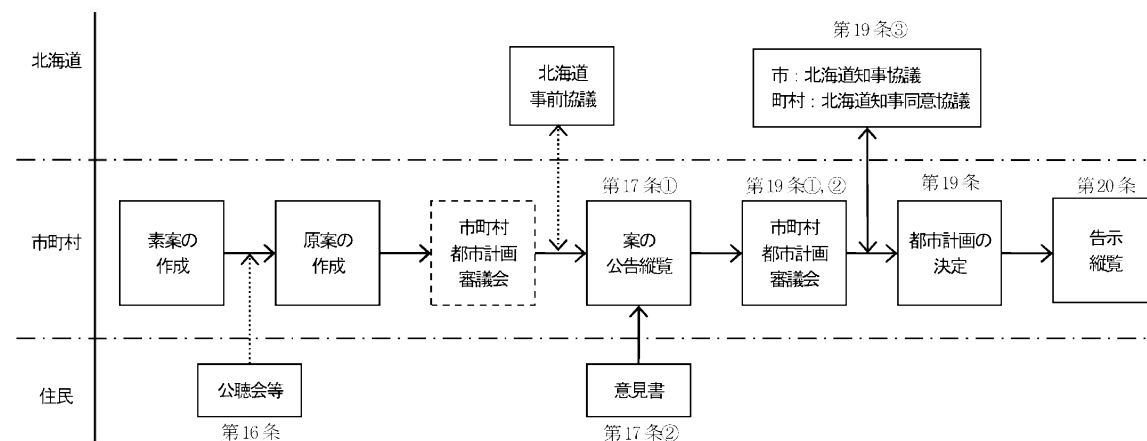
※1 国土交通大臣の同意を要しないものは、国の部分を省略。

※2 国土交通大臣の同意を要するものは、都市計画法施行令第12条関係（国の利害に重大な関係がある都市計画）による。

2 市町村が定める都市計画の決定手続き（北海道知事の協議を要するもの）

市町村は、原案を作成し、必要に応じて公聴会や説明会などを開催し、都市計画の案を作成します。

次に、関係行政機関への協議などを行い、案の縦覧を行います。その後、案を市町村都市計画審議会に付議し、縦覧期間中に提出された意見書の要旨を審議会に提出します。審議会の議を経た後、市町村は知事に協議し、都市計画の決定告示を行います。



3 伊達市都市計画審議会

伊達市都市計画審議会条例

	昭和 44 年 9 月 26 日 条例第 31 号
改 正	昭和 46 年 9 月 22 日 条例第 17 号
〃	昭和 60 年 3 月 15 日 条例第 15 号
〃	平成 6 年 12 月 26 日 条例第 35 号
〃	平成 7 年 12 月 18 日 条例第 29 号
全部改正	平成 12 年 3 月 29 日 条例第 30 号
改 正	平成 14 年 3 月 26 日 条例第 14 号
〃	平成 18 年 3 月 22 日 条例第 18 号
〃	平成 19 年 5 月 14 日 条例第 20 号

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、伊達市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員、臨時委員及び専門委員)

第 3 条 委員は、学識経験のある者、市議会の議員及び住民のうちから、市長が任命する。

2 臨時委員及び専門委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、それぞれ市長が任命する。

3 学識経験のある者及び住民のうちから任命された委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 市長は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

6 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第 5 条 審議会の会議は、会長が召集する。

(議事)

第 6 条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、建設部において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則 (省略)

4 都市計画のマスタープラン

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第6条の2）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）は、都市計画区域ごとに北海道が定めるものです。

区域マスタープランは、都市計画相互間のきめ細かい調整を図り、都市計画の総合性及び一体性を確保するための都市計画区域における基本的な方針として、次の①を定めるとともに、②及び③を定めるように努めるものとされています。

- ① 市街化区域と市街化調整区域の区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
- ② 都市計画の目標
- ③ 土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(2) 市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）

・平成16年4月 伊達市都市計画マスタープラン策定

市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）は、市町村の建設に関する基本構想や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して、都市計画区域をもつすべての市町村が定めるものです。

市町村都市計画マスタープランは、市町村が創意工夫のもとに住民の意見を反映させて、都市づくりの理念や目指すべき都市像、地域別の整備方針、諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に示したものであり、具体の都市計画をはじめとしたまちづくりの施策の根拠となるものです。

・平成22年4月 都市計画マスタープランの改定

平成18年の旧大滝村との合併や、平成20年の「第6次伊達市総合計画」の策定などの社会情勢の変化をふまえ、見直しを行いました。

